



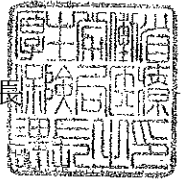
保医発第0331001号
平成21年3月31日

地方厚生(支)局医療指導課長
都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官



「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

標記については、「特定保険医療材料の定義について」(平成20年3月5日保医発第0305008号)により取り扱われてきたところであるが、今般、「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件」(平成21年厚生労働省告示第63号)が公布され、平成21年4月1日から適用されることとされたことに伴い、同通知を別紙のとおり改正し、平成21年4月1日から適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に対して周知徹底を図りたい。

(別表) II の001の(2)及び(3)を次のように改める。

001 血管造影用シースイントロデューサーセット

(2) 機能区分の考え方

使用目的、使用部位及び使用方法により、一般用、蛇行血管用、選択的導入用（ガイディングカテーテルを兼ねるもの）及び、胸部大動脈用ステントグラフト用及び遠位端可動型の合計45区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

① 一般用

次のいずれにも該当すること。

ア 血管造影等を行う際に使用するものであること。

イ ②及び④にから⑤に該当しないこと。

② 蛇行血管用

次のいずれにも該当すること。

ア 大腿動脈・腸骨動脈の蛇行が著明な患者に対し使用する（薬液注入又は血栓吸引及び植込み式心臓ペースメーカー用リード、植込み型除細動器用カテーテル電極等を挿入するために使用するものを含む。）ものであること。

イ 次のいずれかに該当すること。

i シース有効長が20cm以上のもの又はシース有効長が20cm未満であるが、プリシェイプされているものであること。

ii ピールアウェイ機能（分割又は裂断することによりカテーテル等を留置した状態でシースの抜去が可能であること。）を有するものであること。

iii カテーテル挿入口を2個以上有するものであること。

iv 多側孔付（10孔以上）のものであること。

v マーカーを有するものであること。

③ 選択的導入用（ガイディングカテーテルを兼ねるもの）

次のいずれにも該当すること。

ア 主として、心房・心室の検査において使用するものであること。

イ シース有効長が40cm以上のものであること。

ウ プリシェイプされているものであること。

④ 胸部大動脈用ステントグラフト用

次のいずれにも該当すること。

ア 胸部大動脈用ステントグラフトを留置する際に使用するものであること。

イ クランプ可能なピンチバルブ部、挿入するデバイスの径に応じ付け替え可能なキャップ又はその他の処置中の過度な出血を抑える構造を有すること。

⑤ 遠位端可動型

次のいずれにも該当すること。

ア 心臓カテーテルを経皮的に心房・心室に挿入するために使用するものであること。

イ シース有効長が40cm以上のものであること。

ウ シースの遠位端が操作により180度以上屈曲する構造であること。

(別表)Ⅱの150の次に次のように加える。

151 デンプン由来吸収性局所止血材

定義

次のいずれにも該当すること。

(1) 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「吸収性局所止血材」であること。

(2) 止血を目的として使用するデンプン由来の吸収性局所止血材であること。